

山口県報

平成25年
5月10日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課).....
- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課).....
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
- 平成二十五年年度狩猟免許試験の実施(自然保護課).....
- 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課).....



山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月十日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第四十一号

山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山口県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の九の項中、「の値が七十五以上」を「に規定する時間帯補正等価騒音レベルが六十二デシベル以上」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加え、「当該区域」を「飛行場周辺区域」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第九十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三三号道路改良(榎原トンネル)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年五月十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 一般国道四三三号道路改良(榎原トンネル)工事
 - (一) 工事場所 下関市豊田町大字檜原字永楽から同市豊田町大字矢田字勝負ヶ浴までの間
 - (二) 工事の概要

工法	延長	道路幅員
ナトム工法	二三三メートル	一〇・七五メートル(車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規



定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十五年五月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十五年五月十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年六月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三一―二三三―七二〇一）にすること。

(二四〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年六月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年四月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人環境共生機構

代 表 者 の 氏 名 白井 恵次

主たる事務所の所在地 宇部市文京町四番二三号

(二四一) 平成二十五年年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の規定により、平成二十五年年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成二十五年五月十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験の日時及び場所

日 平成二五、七、七 午前九時

〃 〃 〃 〃 下関市菊川ふれあい会館

〃 〃 〃 〃 柳井市文化福祉会館

〃 〃 〃 〃 美祢市民会館

〃 〃 〃 〃 下松市地域交流センター

〃 〃 〃 〃 山口市吉敷下東三丁目一番一号

〃 〃 〃 〃 山口県総合保健会館

二 受験資格
山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限
試験の場所 提出期限
下関市菊川ふれあい会館 平成二五、六、二八 午後五時
柳井市文化福祉会館 七、五
美祢市民会館 八、二
下松市地域交流センター 九、一六
山口市吉敷下東三丁目一番一号 九、五
山口県総合保健会館 〃

郵送の場合は、受けよととする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許申請書等の提出先
住所地を所管する農林事務所
五 提出書類

- (一) 狩猟免許申請書
- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料
法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等
(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けよととする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一四) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施します。

平成二十五年五月十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 適性試験等の日時及び場所

日	時	場 所
平成二五、六、一七	午後一時	山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
〃	〃	〃
〃	二五 午後零時三〇分	下関市立豊田図書館
〃	〃	〃
〃	二七 午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
〃	〃	〃
〃	七、三 午後一時	美祢市民会館
〃	〃	〃
〃	〃	山口県萩総合庁舎
〃	〃	〃
〃	〃	山口県柳井総合庁舎
〃	〃	〃
〃	〃	山口県岩国総合庁舎

二 対象者

山口県内に住所を有する者で、平成二十五年九月十四日まで有効である法第四十三条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

適性試験等の場所	提出期限
山口市吉敷下東三丁目一番一号	平成二五、六、七 午後五時
山口県総合保健会館	〃
下関市立豊田図書館	〃
山口県周南総合庁舎	〃
美祢市民会館	〃
山口県萩総合庁舎	〃
山口県柳井総合庁舎	〃

山口県岩国総合庁舎

郵送の場合は、受けよとする適性試験等の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許更新申請書の提出先

住所地为所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許更新申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第一号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許更新申請手数料

二千八百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。